

函館市牛海綿状脳症（BSE）問題庁内連絡会議運営要綱

（目的および設置）

第1条 牛海綿状脳症の発生に伴い関係部局が連携し、的確な情報の収集、提供や必要な措置を協議、検討するため、「牛海綿状脳症（BSE）問題庁内連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌する事項）

第2条 連絡会議は、牛海綿状脳症の発生に関し、次の各号に掲げる事項を協議、検討する。

- （1） 情報の収集と、市民、関係団体等に対する情報の提供および啓発に関する事項
- （2） 市内飼養家畜における牛海綿状脳症の発生予防に関する事項
- （3） 食肉の検査に関する事項
- （4） 牛の特定危険部位および肉骨粉等の処理に関する事項
- （5） 風評被害などの影響に関する事項
- （6） 公共施設における給食等の対応に関する事項
- （7） 前各号に規定する事項に関する関係団体との連絡調整
- （8） その他、必要と認める事項

（組織および委員）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にあたる委員をもって組織する。

- 2 連絡会議には議長を置き、議長は担当助役とする。
- 3 議長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 4 所掌事務の効率的な推進と会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係課長で組織する「函館市牛海綿状脳症（BSE）問題庁内関係課長会議」を開催することができる。

（会議）

第4条 連絡会議の会議は、議長が招集する。

- 2 会議に諮る事項については、議長が定める。

（解散）

第5条 連絡会議は、第1条に規定する目的が達成されたと認められた時には、解散することができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、農林水産部に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月12日から施行する。

別 表

函館市牛海綿状脳症（ B S E ）問題庁内連絡会議委員名簿

部 局 名	委 員
	谷 澤 副市長（議長）
	工 藤 副市長
市 民 部	市 民 部 長
福 祉 部	福 祉 部 長
環 境 部	環 境 部 長
保 健 所	保 健 所 長
商工観光部	商工観光部長
市立函館病院	市立函館病院事務局長
教育委員会	学 校 教 育 部 長
農林水産部	農 林 水 産 部 長